

令和3年度（居宅介護支援）

主な指導内容	根拠法令等（一部抜粋）
1. 運営に関すること	
<p>利用者が複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることを重要事項説明書等に明記すること。</p>	<p>居宅介護サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。</p> <p>【厚労省令第38号第13条5号】</p>
<p>重要事項説明書について、正しく記載すること。</p>	
<p>運営規程等について、前6月間で作成されたケアプランの総数のうち、訪問介護等が位置付けられたケアプラン数の占める割合を記載すること。</p>	<p>（抜粋）前6ヶ月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この（2）において「訪問介護等」という）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合等につき</p>
<p>運営規程等について、前6月間で作成されたケアプランに位置付けられた訪問介護等のサービスごとの回数のうち、同一の事業者が提供したものが占める割合を記載すること。</p> <p>（上位3位まで）</p>	<p>十分説明を行わなければならない。</p> <p>【老企第22号第3の（2）】</p>
<p>運営規程について、正しく記載すること。</p>	
<p>運営規程について、保存年限は完結の日から5年とすること。</p>	<p>（抜粋）書類の保存について、刈谷市では「完結の日から5年」という基準を設けている。「完結の日」の定義は、「契約終了により一連のサービス提供が終了した日」。</p> <p>【刈谷市Q&A No.414】</p>
<p>契約書について、契約日が空欄のものがあるため改めること。</p>	
2. サービス計画に関すること	
<p>医療系サービスの利用について、主治医の指示を確認できないものがある</p>	<p>介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の</p>

令和3年度（居宅介護支援）

<p>ため、指示を確認のうえ、確認した記録を残すこと。</p>	<p>同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。</p> <p>【厚労省令第38号第13条19号】</p>
<p>医療系サービスを利用する際に意見を求めた主治の医師等にケアプランを交付すること。</p>	<p>介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。</p> <p>前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。</p> <p>【厚労省令第38号第13条19号、19号の2】</p>
<p>生活援助中心型の訪問介護をケアプランに位置づける場合は、居宅サービス計画書第1表へ算定理由を記載すること。</p>	<p>居宅サービス計画に生活援助中心型の訪問介護を位置付ける場合には、居宅サービス計画書第1表の「生活援助中心型の算定理由」欄に○を付す（「3. その他に○を付す場合はその事情の内容について簡潔明瞭に記載する」とともに、居宅サービス計画書第2表の「目標（長期目標・短期目標）」、「長期目標」及び「短期目標」に付する）「期間」、「サービス内容」欄などについても明確に記載する必要がある。こうした適切なアセスメント等が行われていない場合、当該居宅サービス計画に係る生活援助中心型の訪問介護については、不適切な給付として返還を求められるものである。</p> <p>【事務連絡：介護保険最新情報 Vol.151 介護報酬に関するQ&A】</p>
<p>ケアプランについて、利用者の状態に改善が見られてサービスを減らす場合においても、軽微な変更にあたらない場合は、ケアプラン作成に係る一連の業務を行い、ケアプランに位置付けた居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求めること。</p>	<p>同一事業所における週1回程度のサービス利用回数の増減のような場合には、「軽微な変更」に該当する可能性があるものと考えられる。なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号（継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用）から第11号（居宅サービス計画の交付）までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。</p> <p>【事務連絡：介護保険最新情報 Vol.959 P6】</p>